

定 款

日本システムウェア株式会社

1966年 8月 3日制定
2022年 6月22日改正

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、NSW株式会社と称し、英文では NSW Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報処理システムおよび情報通信システムの開発、販売、輸出入、賃貸ならびに保守。
- (2) 情報処理システムおよび情報通信システムに関わる機器および装置の開発、製造、販売、輸出入、賃貸ならびに保守。
- (3) 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス。
- (4) 情報処理システムの運用管理。
- (5) 半導体素子および半導体を使用した電子回路の設計、開発、製造、販売ならびに輸出入。
- (6) 前各号に関連する企画、調査、研究、教育ならびにコンサルティング。
- (7) 経営管理、生産管理、販売管理等に関するコンサルティング。
- (8) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業。
- (9) 電気工事および電気通信工事に関する請負および設計、施工、保守。
- (10) 研修、スポーツおよび保養の各施設、宿泊施設ならびに飲食店の経営。
- (11) 動産および不動産の賃貸。
- (12) 衣料品、家具、什器備品、日用品、家庭用品およびこれらに関する雑貨の企画、製造、販売、輸出入ならびに賃貸。
- (13) 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、4,500万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(株主総会の招集地)

第 14 条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。

2 すべての代表取締役に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 20 条 株主総会の議事録については、開催日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 22 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2 すべての代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事録については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 31 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任限定)

第 32 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会の議事録については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附 則)

- 1 この規程は、1966年 8月 3日から制定実施する。
- 2 この規程は、1967年 1月12日から改定実施する。
この規程は、1967年 2月25日から改定実施する。
この規程は、1968年 1月18日から改定実施する。
この規程は、1969年 4月 7日から改定実施する。
この規程は、1969年 9月25日から改定実施する。
この規程は、1975年 9月25日から改定実施する。
この規程は、1978年 9月25日から改定実施する。
この規程は、1979年 9月25日から改定実施する。
この規程は、1980年 6月25日から改定実施する。
この規程は、1982年 3月 5日から改定実施する。
この規程は、1982年 3月10日から改定実施する。
この規程は、1989年 3月 6日から改定実施する。
この規程は、1992年 2月18日から改定実施する。
この規程は、1994年 6月29日から改定実施する。
この規程は、1995年 6月28日から改定実施する。
この規程は、1996年 6月26日から改定実施する。
この規程は、1997年 6月27日から改定実施する。
この規程は、1999年 6月29日に改定し、1999年 8月 2日から実施する。
この規程は、2000年 6月29日に改定実施する。
この規程は、2001年 6月28日に改定実施する。
この規程は、2002年 6月27日に改定実施する。
この規程は、2003年 6月27日に改定実施する。
この規程は、2004年 6月29日に改定実施する。
この規程は、2005年 6月29日に改定実施する。
この規程は、2006年 6月29日に改定実施する。
この規程は、2008年 6月27日に改定実施する。
この規程は、2009年 6月26日に改定実施する。
この規程は、2012年 6月27日に改定実施する。
この規程は、2013年 6月26日に改定実施する。
この規程は、2014年 6月26日に改定実施する。
この規程は、2016年 6月28日に改定実施する。
この規程は、2022年 6月22日に改定実施する。
- 3 この規程の改廃は、株主総会の決議による。
- 4 2016年6月開催の第50回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定については、なお従前の例による。
- 5 (1) 定款 第1条（商号）は2022年8月3日にその効力を生ずるものとする。
(2) 本条は、前号で定める日をもってこれを削除する。
- 6 (1) 変更前定款 第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款 第17条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
(2) 前号の規定にかかわらず、変更前定款 第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。
(3) 本条は、前号で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。
- 7 この規程の主管部門は、コーポレートサービス本部総務人事部とする。